

第4号議案

春日市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成31年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、国家公務員に準じた措置を講ずるため、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。